（前のページより続き）

○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一三九七）　一三
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件（同一三九八）　一三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一三九九）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一四〇〇）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（同一四〇一）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく型式指定をした件（同一四〇二）　一四
○航路標識に関する件
（海上保安庁五八、五九）
○霧島錦江湾国立公園、丹沢大山国定公園及び厚岸霧多布昆布森国定公園の指定植物を指定する件（環境八二）　二六

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和六年度令和六年十月分）（財務省）　三六